

葛飾区中小企業勤労者福利共済会規約

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この会は、葛飾区内の中小企業に働く従業員及び事業主の福利厚生の上を図り、あわせて区内中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規約における中小企業とは、常時雇用する従業員が300人以下の事業所をいう。

(名称・所在地)

第3条 この会は、葛飾区中小企業勤労者福利共済会（以下「共済会」という。）と称し、所在地は葛飾区地域産業振興会館内に定める。

(事 業)

第4条 共済会は、第1条の目的を達成するために次の福利厚生事業を行う。

- (1) 会員に対する共済給付事業
- (2) 会員に対する除症事業
- (3) 会員に対する主催事業
- (4) その他共済会の目的を達成するために必要な事業

第二章 会 員

(資 格)

第5条 会員となることができる者は、葛飾区内に所在する中小企業の従業員又は事業主もしくは葛飾区内に居住し中小企業に勤務する者とする。ただし、次の各号の一に該当する者は除く。

- (1) 6か月以内の期間を定めて雇用されている者
 - (2) 季節的業務に雇用されている者
 - (3) 加入時に14日以上休業加療をしている者、又は14日以上休業加療を要すると診断されている者
 - (4) その他理事長が適当でないと認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めた者は共済会に加入することができる。

(入会金・会費)

第6条 入会金は、1人200円とし、会費は1人月額500円とする。
2 納入された入会金は返還しないものとする。
3 会費は四半期ごとに一括して徴収するものとし、徴収する日及び方法は理事長が定めるとこ

- 1 -

第三章 役 員

(役員の種類及び定数)

第13条 共済会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(役員を選任)

第14条 理事長は、理事のなかから互選する。
2 副理事長は理事のなかから互選する。
3 その他の理事は、共済会会員の中から選出し、理事長が委嘱する。ただし、理事の1名は葛飾区の産業観光部長の職にあるものを充てる。
4 監事は、会員及び葛飾区の職員より選出し、理事長が委嘱する。
5 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第15条 理事長は、共済会を代表し、業務を統括する。
2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、副理事長が代行する。
3 理事は、理事会を構成し、共済会の業務を議決し、執行する。
4 監事は、共済会の会計を監査する。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
2 役員は再任されることができる。
3 役員は、辞任した場合、又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(役員解任)

第17条 理事長は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の同意を得て解任することができる。
(1) 心身の故障のため、その職の遂行が困難と認められるとき。
(2) 役員としてふさわしくない行為があったとき。
(3) 役員から辞任の申出があったとき。

- 3 -

ろによる。

(入会手続)

第7条 共済会に入会しようとする者は、入会申込書（別記様式第1号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の手続きが完了したときは、加入者証を交付するものとする。

(資格の発生)

第8条 会員としての資格は、前条の入会手続を完了し、かつ、入会金及び会費を納入した日から発生する。

(資格の喪失)

第9条 第11条で定める場合のほか、次の各号の一に該当する場合は会員の資格を失う。

- (1) 第5条第1項で定める会員としての資格を失ったとき。
 - (2) 本人からの退会の申出があったとき。
 - (3) 会費を12か月以上滞納したとき。
- 2 前項第2号の退会の申出をしようとする者は、退会届（別記様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

(変更届)

第10条 会員は、次に掲げる事項に変更が生じたときは直ちに理事長に変更届（別記様式第3号）を提出しなければならない。

- (1) 会員の勤務先の名称又は所在地もしくは電話番号
- (2) 会員の氏名又は住所もしくは会員と同居の家族
- (3) 会員の指定口座
- (4) その他理事長が必要と認める事項

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 共済会の事業を妨げる行為をしたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により、共済会から利益を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- (3) 共済会の規約に違反し、又は共済会の信用を失わせるような行為をしたとき。

(受益の制限)

第12条 理事長は、会員が会費の納入を怠ったときは、会員の受益の全部又は一部を制限することができる。

- 2 -

(役員報酬等)

第18条 役員は、無給とする。
2 役員には、費用を弁償することができる。

第四章 理 事 会

(構 成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第20条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 諸規程の制定及び改廃
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) その他共済会の運営に関する重要な事項

(招 集)

第21条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長は、理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集する場合には、理事に対し、会議の目的たる事項内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第22条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定定数)

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第24条 理事会の議事は、この規約に定めるもののほか出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否回数ときは、議長の決すところによる。

(書面表決等)

第25条 理事はやむを得ない理由のため、理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができ

- 4 -

る。この場合において、前2条の規定の適用については、当該理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の数および氏名（書面表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の要旨及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(運営協議会の設置)

第27条 削除

(賃川弁償)

第28条 削除

第五章 会 計

(会計年度)

第29条 共済会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経 費)

第30条 共済会の経費は、入会金、会費、区補助金、その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第31条 理事会は、毎年3月末日までに翌年度の事業予算を作成しなければならない。

2 理事会は、毎年事業年度の終了後、決算書を作成し、監事の監査に付さなければならない。

3 前項の決算書には、財産目録、収支決算書及び事業報告書とともに、監事の意見書を添付しなければならない。

(剰余金)

第32条 共済会の決算に剰余金がある場合は、翌年度に繰り越すものとする。

第六章 解 散

(解 散)

第33条 共済会を解散しようとする場合は、理事会において出席理事の4分の3以上の同意を必要とする。

(残余財産の処分)

第34条 解散のときに有する残余財産の処分については、理事会の議決を経て、共済会に類似の目的をもつ団体又は葛飾区に寄付する。

第七章 事 務 局

(事務局)

第35条 共済会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織、職員の給与等必要な事項は、別に定める。

第八章 雑 則

(規約の改正)

第36条 この規約を改正しようとする場合は、理事会において出席理事の4分の3以上の賛成を必要とする。

(付 則)

第37条 この規約に定めるもののほか、共済会の運営及び規約の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則 この規約は、平成18年3月31日から施行する。

付 則 この規約は、平成18年4月24日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則 この規約は、平成28年5月16日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

葛飾区中小企業勤労者福利共済会給付規程

(目 的)

第1条 この規程は、葛飾区中小企業勤労者福利共済会（以下「共済会」という。）規約第4条第1項の共済給付事業を行うにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(結婚祝金)

第2条 会員が結婚したときは、結婚祝金を支給する。

2 結婚とは、民法（明治31年法律第9号）で定める婚姻をいう。

(金婚祝金)

第3条 会員が結婚して満50年を迎えたときは、金婚祝金を支給する。

(銀婚祝金)

第4条 会員が結婚して満25年を迎えたときは、銀婚祝金を支給する。

(出産祝金)

第5条 会員又は会員の配偶者が出産したときは、出産祝金を支給する。

2 出産には、死産・流産及び出産後7日以内に死亡した子は含まれないものとする。

3 多児出産の場合は、1児につき1件として支給する。

(就学祝金)

第6条 会員の子が小学校又は中学校に就学したときは、就学祝金を支給する。

(成人祝金)

第7条 会員又は会員の子が満20歳に達したときは、成人祝金を支給する。

(古希祝金)

第8条 会員が満70歳に達したときは、古希祝金を支給する。

(死亡弔慰金)

第9条 会員又は会員の家族が死亡したときは、死亡弔慰金を支給する。

2 会員の子には、死産した子（妊娠28週以上の胎児の場合に限る。）を含むものとする。

3 会員が死亡したときに給付される死亡弔慰金の請求人は、次の順位による。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

4 前項の死亡弔慰金を受けるべき順位上の遺族が2人以上あるときは、そのうちの1人がした請求は全員がしたものとみなし、その1人に対して支給する。

(障害見舞金)

第10条 会員が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害状態となったときは、その等級に応じて障害見舞金（この条において、以下「見舞金」という。）を支給する。

2 会員の身体状態は、身体障害者手帳の等級をもって認定し、年齢は、障害認定年月日を基準とする。

3 見舞金の支給は1回限りとする。

4 障害見舞金を支給された後、同一障害の等級が上がり、新等級に対する障害見舞金が、既に支給されている額との間に差額が生じた場合は、その差額を支給する。

(入院見舞金)

第11条 会員が継続して入院したときは、退院後本人に入院見舞金を支給する。ただし、入院見舞金が既に支給された場合において、退院後6か月を経過しないで再入院したときは、この限りではない。また、入院中に死亡したときは、支給しない。

2 転院などのために一時退院し再度入院した場合、入院が継続しているものとみなす。この場合において、自宅で療養していた期間は入院期間に含まれないものとする。

(介護見舞金)

第12条 会員の同居の家族（満65歳以上の者に限る。）が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第5号に規定する要介護5の判定を受けたとき（当該判定を初めて受けたときに限る。）は、介護見舞金を支給する。ただし、同居する家族に2人以上の会員がいる場合は、そのうちの1人に対してのみ支給する。

(住宅火災見舞金)

第13条 会員が居住する家屋及び家財が、火災により焼失又は損壊を受けたときは、その程度に応じて住宅火災見舞金を支給する。ただし、生計を一にする同一家族に2人以上の会員がいるときは、そのうちの1人に対して住宅火災見舞金を支給する。

2 前項の会員の居住する家屋又は家財とは、その所有権の有無にかかわらず、会員が現に生活の本拠としている建物（店舗・事務所・作業所は含まない。）及びこれに付随する家財をいう。

(給付金額)

第14条 第2条から第13条までの規定により支給する給付額は、別表1に定めるところによる。

(給付金の支給)

第15条 この規程に基づく給付金の支給は、規約第8条により会員としての資格が発生した日(以下「加入した日」という。)以降に発生する事由からとする。ただし、第2条から第6条の給付事由については、加入した日から3か月を経過した日以降のものとする。

(給付金の支給制限)

第16条 第9条から第13条で定める給付事由が、会員(同居の親族もしくは給付請求人を含む。)の故意又は重大な過失もしくは犯罪行為によるときは、給付金は支給しない。

- 前項の給付事由に災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用される場合は、給付金の支給対象から除外する。
- 会員に納付金の未納があるときは、給付金の支給等を停止することができる。

(給付金の請求)

第17条 給付を受けようとする者は、給付請求書に別表2で定める事由の発生を証明する書類を添付又は提示して請求しなければならぬ。

2 前項の給付の請求期限は、給付事由の発生した日から6ヶ月とする。ただし、請求の遅延がやむを得ない理由によるものと理事長が認めた場合は、この限りではない。

(給付の決定)

第18条 理事長は、給付金請求書を審査し、給付を決定したときは、速やかに給付金を支払うものとする。

2 理事長は、給付金請求書を審査し、給付しないことを決定したときは、速やかに当該請求者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第19条 偽りその他不正な行為により給付金の給付を受けた者がある場合、理事長は、その者から当該給付金及び給付に要した費用を返還させることができる。

(異議の申立て)

第20条 請求者は、給付金の決定に因って不服のあるときは、給付否決の通知を受けた日から起算して、60日以内に理事長に対して異議申立てをすることができる。

2 異議申立てのあった事項については、理事会で協議のうえ決定し、理事長が請求者あてに通知する。

付 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 この規程は、平成19年10月1日から施行し、施行した日以降に発生した事由に起因する給付金の支給等について適用する。

別表第1(第14条関係「第2条~第13条」)

給付の種類	給付事由	給付金額(円)	
結婚祝金	会員が結婚したとき	20,000円	
金婚祝金	会員が結婚して満50年を迎えたとき	35,000円	
銀婚祝金	会員が結婚して満25年を迎えたとき	20,000円	
出産祝金	会員又は配偶者が出産したとき	20,000円	
就学祝金	会員の子が小学校又は中学校に入学したとき	10,000円	
成人祝金	会員が満20歳に達したとき	10,000円	
	会員の子が満20歳に達したとき	5,000円	
古希祝金	会員が満70歳に達したとき	10,000円	
死亡弔慰金	満70歳以下の会員が死亡したとき	加入期間が20年以上	100,000円
		加入期間が15年以上20年未満	90,000円
		加入期間が10年以上15年未満	80,000円
		加入期間が5年以上10年未満	70,000円
		加入期間が1年以上5年未満	50,000円
	満71歳以上の会員が死亡したとき	加入期間が20年以上	100,000円
		加入期間が15年以上20年未満	80,000円
		加入期間が10年以上15年未満	60,000円
		加入期間が5年以上10年未満	40,000円
		加入期間が1年以上5年未満	20,000円
	会員の配偶者が死亡したとき	加入期間が1年以上	50,000円
		加入期間が1年未満	10,000円
		会員の親が死亡したとき	24,000円
		加入期間が1年未満	10,000円
会員の親が死亡したとき	加入期間が1年以上	24,000円	
	加入期間が1年未満	10,000円	
障害見舞金	会員が満70歳以下であるとき	1級	100,000円
		2級	
		3級	
		4級	70,000円
		5級	
		6級	
	会員が71歳以上であるとき	1級	70,000円
		2級	
		3級	
		4級	30,000円
		5級	
		6級	
入院見舞金	会員の入院期間が14日以上30日未満であるとき	10,000円	
	会員の入院期間が30日以上60日未満であるとき	18,000円	
	会員の入院期間が60日以上90日未満であるとき	36,000円	
	会員が90日以上入院したとき	60,000円	

住宅火災見舞金	全焼又は全壊(70%以上の損害)	100,000円
	半焼又は半壊(20%以上70%未満の損害)	90,000円
	一部焼又は一部壊(20%未満の損害)	50,000円
介護見舞金	会員の同居の家族(満65歳以上の者に限る。)が認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第5号に規定する要介護5の判定を受けたとき(判定を初めて受けたときに限る)	20,000円

別表2(第17条「第2条~第13条」)

給付項目	証明書類	備考
結婚祝金	次のいずれか一つ ・戸籍謄本 ・婚姻届受理証明書	婚姻の事実が証明できるもの
金婚祝金	・戸籍謄本	婚姻関係が50年間継続していることが証明できるもの
銀婚祝金	・戸籍謄本	婚姻関係が25年間継続していることが証明できるもの
出産祝金	次のいずれか一つ ・戸籍謄本 ・出生届受理証明書 ・母子手帳の出生届出済証明	出産の事実が証明できるもの
就学祝金	次のいずれか一つ ・就学通知書の写 ・在学証明書 ・入学通知書の写 ・生徒手帳の写	就学の実事が証明できるもの
成人祝金	住民票又は保険証	成人の実事が証明できるもの
古希祝金	住民票又は保険証	年齢が証明できるもの
死亡弔慰金	次のいずれか一つ ・戸籍謄本 ・死亡(死産)届受理証明書 *会員の死亡弔慰金を請求する場合は請求人の印鑑証明	死亡の事実と会員との続柄が証明できるもの
障害見舞金	・身体障害者手帳の写	障害の程度が証明できるもの
入院見舞金	次のいずれか一つ ・医師の診断書 ・医療機関の領収書	入院の期間が証明できるもの
住宅火災見舞金	・り災証明書	住宅の損害の程度が証明できるもの
介護見舞金	続柄の確認ができる住民票及び介護保険証	同居の家族であることが証明できるもの 介護度が証明できるもの

葛飾区中小企業勤労者福利共済会役員の費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、葛飾区中小企業勤労者福利共済会規約(以下「規約」という。)第18条第2項の規定に基づき、葛飾区中小企業勤労者福利共済会役員(以下「役員」という。)の費用弁償の支給要件、支給金額及び支給方法について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で使用使用する用語の意義は、規約で使用使用する用語の例による。

(支給要件及び金額)

第3条 役員が、理事長が招集した会議(評議員会を除く。)に出席したとき又は理事長から要請されて会務に従事したときは、費用弁償として日額3,000円を支給する。

2 役員が、理事長から要請されて区外に出張したときは、その交通費実費を前項の金額に加算して支給する。

(支給方法)

第4条 前条第1項の支給事由による支給金額については、原則として当日に、同条第2項の支給事由による支給金額については、出張後、速やかに支給する。

付 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。